(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年六月五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町臼ヶ谷字梅ヶ谷二から五まで、六の一、六の二、七、一四、一五、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇から二六まで、二七の一から二七の三まで、二八、字大木屋谷一の一、一の二、二の一から二の三まで、三、三の三、七の一、八の一、八の二、九、一〇、一〇の二、一一から一四まで、一七、一八、一九の一から一九の三まで、二二、二三の二、二七、二八、字大家一五の一、一五の二、一六から一九まで、二〇の一、字柿ノ太尾一、一の二、二、三の一から三の三まで、四、五、字庚申元八、字下川原四の一、字白石四、四の二、四の三、五の三、六、六の二、七、八の二、九、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、二〇の一、二一、二一の二、二二の一、二二の二、二四の一、二四の二、字ツヅラ谷二二から二六まで、二九の一〇、二九の一二、二九の一七、二九の一八、三〇、三一の一、字西ノ谷一五の一、一五の二、字橋詰八、一五の二、一六の一、一七から一九まで、一九の二、二一、字東畑一九、二二の一、二一の二、二二、二三、字法師ケ谷四、四の二、五、六、一〇、一一の一から一一の三まで、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、字峯谷一四の一、一五の五、一六から一九まで、二〇の一、二〇の二、二一の二、二二の二、二二五、小浜三五九、三六〇の一、三六〇の四、三六一の一、三六二、三六三、三六五の一、三七〇の一、三七二、三七二の二、三七三、三七四、深森字坂本一六の二、川俣字奥ビソ一七の二、一七の七、一七の八、丈ケ谷字蛇渕廻り一・二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九の二、字西谷日浦山三五、三六、三八・四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字檜尾一、字宮ノ尾一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、二、字六丁日浦四四
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年六月五日
国土交通大臣　前田　武志
軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会愛知主管事務所	愛知県名古屋市港区いろは町二丁目56番1	平成二十四年七月十七日

○国土交通省告示第六百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十四年六月五日
国土交通大臣　前田　武志
一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　茨城県つくば市谷田部字中野、字真瀬向及び字要害の各一部、飯田字西楚い、字小坂及び字ベラ草の全部並びに字入合、字大塚、字台畑、字台山、字箕輪及び字ミノハ台の各一部、片田字馬場崎、字大久保、字中割、字前新田、字本田、字愛宕社地、字脇新田、字ビヨウノコシ、字軽萱、字遠西、字丸山及び字上割の全部並びに字中島、字下谷原、字流、字松見、字松山久保、字新山、字新堤台、字新地、字前田、字一本松、字太兵ヱ衛新田、字阿世橋、字西田、字東田、字新堤、字下割、字向山本割及び字海老原の各一部、上萱丸字下貝房、字上貝房及び字西原の全部並びに字瀬戸、字古屋敷、字四郎右エ門堤、字久根ノ下、字向、字八抜方、字宅地附及び字三戸山の各一部、下萱丸字大山下及び字蛯原の全部並びに字出し山、字赤面、字台山、字溜井向及び字台山下の各一部、中野字台山の一部、西栗山字西、字西栗山、字上山、字門山及び字畔橋の各一部、花島新田字北原の一部、根崎字新山、字新畑、字金屑及び字西坦の全部並びに字中道付の一部、古舘字神足脇、字アゼハシ、字ヘラ草、字西ソワ、字小坂、字中道、字原山、字塚越、字ミノワ、字芝山、字神足跡及び字神足裏の全部並びに字明神脇、字明神前、字前窪、字向山、字稲荷山、字中峠及び字屋敷脇の各一部、真瀬字三度山下の全部並びに字三度山、字堀附及び字向原の各一部
四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　茨城県つくば市花島新田一番地五
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日
七　事務所の所在地の変更　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一
八　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年六月五日

○国土交通省告示第六百六十二号

次に掲げる登録運搬方法確認機関から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定による登録事項の変更の届出等があったので、同法第四十五条の二第四号の規定に基づき公示する。
平成二十四年六月五日
国土交通大臣　前田　武志

一　登録年月日	平成十七年九月十二日
二　登録番号	登録運搬方法確認機関第一号
三　登録運搬方法確認機関の氏名又は名称	公益財団法人原子力安全技術センター
四　登録運搬方法確認機関の住所	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号
五　運搬方法確認業務の内容	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項に定める運搬方法確認に関する業務
六　運搬方法確認業務を行う事業所の名称	公益財団法人原子力安全技術センター
七　運搬方法確認業務を行う事業所の所在地	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号
八　運搬方法確認業務の開始の日	平成十七年九月十六日